

部屋番号	ステータス	賃料	管理費	水道代	合計
101	空室	31,000	3,000	2,750	36,750
102	空室	31,000	3,000	2,750	36,750
103	空室	31,000	3,000	2,750	36,750
104	入居中	43,000	3,000	2,000	48,000
105	空室	31,000	3,000	2,750	36,750
201	入居中	32,000	3,000	2,000	37,000
202	空室	33,000	0	0	33,000
203	空室	31,000	3,000	2,750	36,750
204	入居中	31,000	3,000	2,750	36,750
205	入居中	47,000	3,000	2,750	52,750
301	入居中	31,000	3,000	2,750	36,750
302	入居中	31,000	3,000	2,750	36,750
303	入居中	31,000	3,000	2,750	36,750
304	入居中	31,000	3,000	2,750	36,750
305	入居中	49,000	3,000	2,750	54,750
401	入居中	31,000	3,000	2,750	36,750
402	入居中	25,000	3,000	3,000	31,000
403	空室	31,000	3,000	2,750	36,750
404	入居中	31,000	3,000	2,750	36,750
405	入居中	47,000	3,000	2,000	52,000
1F1	入居中	65,000			65,000
201	入居中	21,500	2,000	2,200	25,700
202	入居中	24,000	2,000	2,200	28,200
301	入居中	21,500	2,000	2,200	25,700
302	入居中	24,000	2,000	2,200	28,200
	合計（月）	835,000	65,000	59,050	959,050
	合計（年）	10020000	780000	708600	11508600

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成6年8月25日	不動産番号	4700000326763
所在図番号	余白			
所在	高松市扇町二丁目 203番地11、203番地12、203番地9			余白
家屋番号	203番11			余白
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1階 2階 3階 4階	122:64 112:86 112:86 112:86	平成5年10月1日新築 〔平成5年10月7日〕
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年8月25日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成5年10月29日 第18923号	所有者 綾歌郡国分寺町福家甲3492番地5 天羽英二 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成6年5月19日 第10751号	原因 平成5年9月1日住所移転 住所 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成27年3月31日 第10158号	原因 平成23年2月15日住所移転 住所 高松市国分寺町柏原847番地4
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年8月25日
2	所有権移転	平成27年3月31日 第10160号	原因 平成27年3月31日売買 所有者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チャンウェイハン
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和4年2月10日 第3694号	原因 令和3年12月23日住所移転 住所 東京都中央区日本橋人形町一丁目12番 11-1401号
3	所有権移転請求権仮登記	平成27年3月31日 第10163号	原因 平成27年3月31日売買予約 権利者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社
	余白	余白	余白

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成5年10月29日 第18924号	原因 平成5年10月29日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 綾歌郡国分寺町福家甲3492番地5 天羽英二 根抵当権者 高松市亀井町6番地1 株式会社香川銀行 (取扱店 西宝町支店) 共同担保 目録(第)8391号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成6年5月19日 第10752号	原因 平成5年9月1日住所移転 債務者 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 天羽英二 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権移転	平成9年11月25日 第24268号	原因 平成9年10月31日譲渡 根抵当権者 徳島市西船場町二丁目24番地1 株式会社阿波銀行 (取扱店 高松支店)
付記3号	1番根抵当権変更	平成14年9月3日 第14796号	原因 平成14年9月2日変更 極度額 金1億1,200万円
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

			の規定により移記 平成6年8月25日
2	抵当権設定	平成7年11月9日 第23027号	原因 平成7年11月9日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,500万円 利息 年3・125% 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 天羽登起子 抵当権者 徳島市富田浜一丁目16番地 株式会社徳島銀行 (取扱店 高松支店) 共同担保 目録(ウ)第7223号
3	2番抵当権抹消	平成16年6月3日 第9443号	原因 平成16年6月3日放棄
4	1番根抵当権抹消	平成27年3月31日 第10159号	原因 平成27年3月31日解除
5	抵当権設定	平成27年3月31日 第10161号	原因 平成27年3月31日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1億円 利息 年4・500% (年12分の1の月利計算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チャンウェイハン 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(ウ)第7650号
6	抵当権設定	平成27年3月31日 第10162号	原因 平成27年3月31日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,000万円 利息 年4・500% (年12分の1の月利計算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チャンウェイハン 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(ウ)第7651号
7	6番抵当権抹消	令和6年10月7日 第29284号	原因 令和6年10月7日解除

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	平成6年8月25日	不動産番号	4700000036463
所在図番号	余白			
所 在	高松市扇町二丁目 203番地8、203番地9		余白	
	高松市扇町二丁目 203番地8、203番地73		平成20年5月日不詳変更 平成27年3月20日登記	
家屋番号	203番8		余白	
① 種類	② 構造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階 43:80 2階 48:01 3階 48:01	昭和46年月日不詳新築	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成6年8月25日	
余白	余白	1階 66:67 2階 48:01 3階 48:01	③平成20年5月日不詳増築 〔平成27年3月20日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成5年4月8日 第6503号	所有者 綾歌郡国分寺町福家甲3492番地5 天羽英二 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成6年5月19日 第10751号	原因 平成5年9月1日住所移転 住所 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成27年3月31日 第10158号	原因 平成23年2月15日住所移転 住所 高松市国分寺町柏原847番地4
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年8月25日
2	所有権移転	平成27年3月31日 第10160号	原因 平成27年3月31日売買 所有者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チャンウェイハン
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和4年2月10日 第3694号	原因 令和3年12月23日住所移転 住所 東京都中央区日本橋人形町一丁目12番 11-1401号
3	所有権移転請求権仮登記	平成27年3月31日 第10163号	原因 平成27年3月31日売買予約 権利者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社
	余白	余白	余白

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成5年4月8日 第6504号	原因 平成5年3月31日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 綾歌郡国分寺町福家甲3492番地5 天羽英二 根抵当権者 高松市亀井町6番地1 株式会社香川銀行 (取扱店 西宝町支店) 共同担保 目録(第)8391号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成6年5月19日 第10752号	原因 平成5年9月1日住所移転 債務者 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 天羽英二 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権移転	平成9年11月25日 第24268号	原因 平成9年10月31日譲渡 根抵当権者 徳島市西船場町二丁目24番地1 株式会社阿波銀行 (取扱店 高松支店)

付記3号	1番根抵当権変更	平成14年9月3日 第14796号	原因 平成14年9月2日変更 極度額 金1億1,200万円
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年8月25日
2	抵当権設定	平成7年11月9日 第23027号	原因 平成7年11月9日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金4,500万円 利息 年3・125% 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 天羽登起子 抵当権者 徳島市富田浜一丁目16番地 株式会社徳島銀行 (取扱店 高松支店) 共同担保 目録(ウ)第7223号
3	2番抵当権抹消	平成16年6月3日 第9443号	原因 平成16年6月3日放棄
4	1番根抵当権抹消	平成27年3月31日 第10159号	原因 平成27年3月31日解除
5	抵当権設定	平成27年3月31日 第10161号	原因 平成27年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1億円 利息 年4・500% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チェーンウェイハン 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(ウ)第7650号
6	抵当権設定	平成27年3月31日 第10162号	原因 平成27年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,000万円 利息 年4・500% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チェーンウェイハン 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(ウ)第7651号
7	6番抵当権抹消	令和6年10月7日 第29284号	原因 令和6年10月7日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年8月25日	不動産番号	4700000018916
地図番号	1910 11809 11810	筆界特定	余白		
所 在	高松市扇町二丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番8	宅地	139:90		余白	
203番8	余白	余白	:	①昭和41年10月11日変更	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年8月25日	
余白	余白	462:25		③錯誤 203番9、203番11、203番12を合筆 地図作成 〔平成20年3月25日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成5年3月31日 第6026号	原因 平成5年3月31日売買 所有者 綾歌郡国分寺町福家甲3492番地5 天羽英二 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成6年5月19日 第10751号	原因 平成5年9月1日住所移転 住所 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 順位3番付記1号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年8月25日
2	合併による所有権登記	余白	所有者 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 天羽英二 平成20年3月25日登記
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成27年3月31日 第10158号	原因 平成23年2月15日住所移転 住所 高松市国分寺町柏原847番地4
3	所有権移転	平成27年3月31日 第10160号	原因 平成27年3月31日売買 所有者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チャンウェイハン
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和4年2月10日 第3694号	原因 令和3年12月23日住所移転 住所 東京都中央区日本橋人形町一丁目12番 11-1401号
4	所有権移転請求権仮登記	平成27年3月31日 第10163号	原因 平成27年3月31日売買予約 権利者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社
	余白	余白	余白

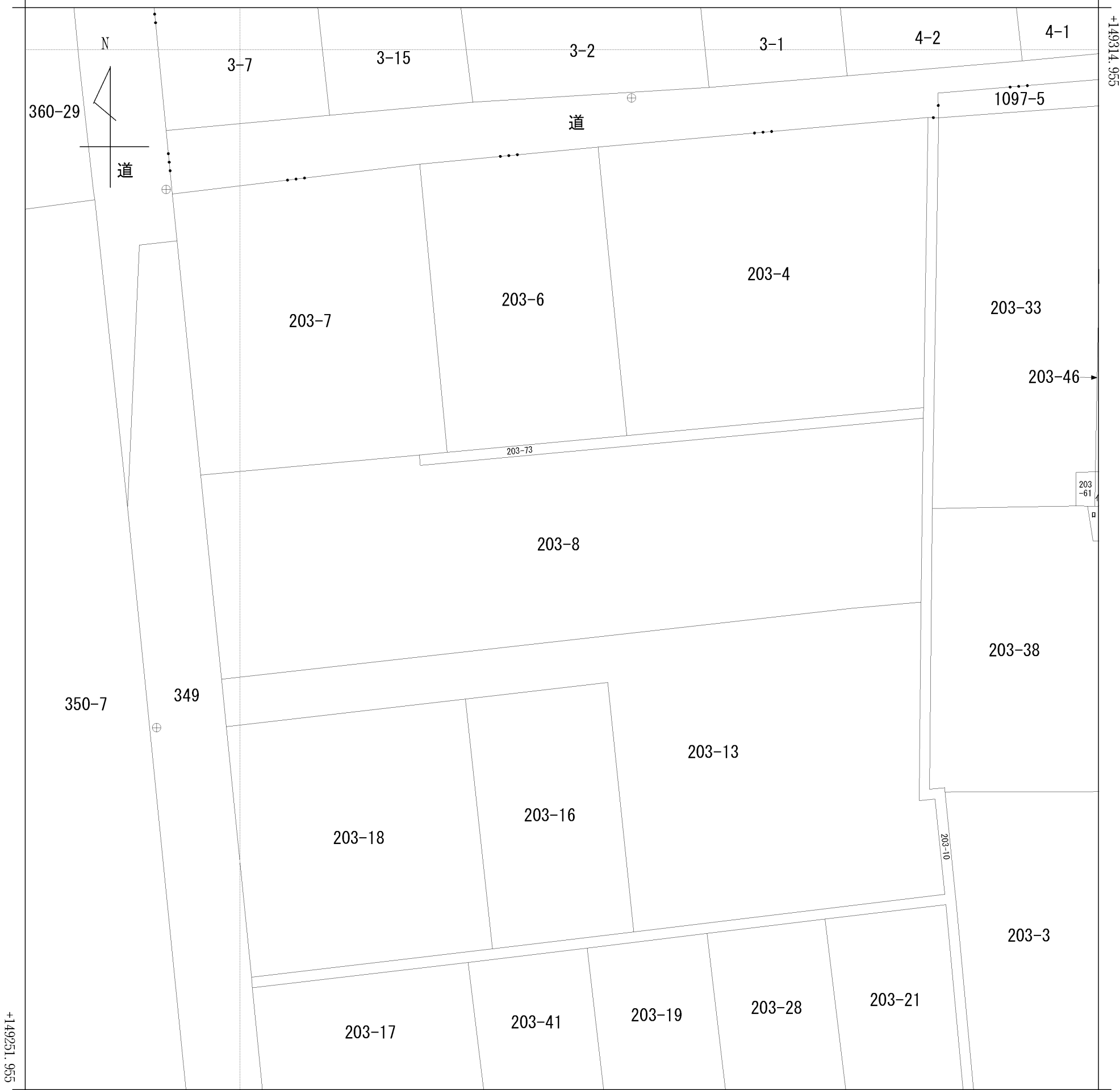
権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成5年3月31日 第6027号	原因 平成5年3月31日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 綾歌郡国分寺町福家甲3492番地5 天羽英二 根抵当権者 高松市亀井町6番地1 株式会社香川銀行 (取扱店 西宝町支店) 共同担保 目録(注)第8391号 順位3番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成6年5月19日 第10752号	原因 平成5年9月1日住所移転 債務者 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 天羽英二 順位3番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権移転	平成9年11月25日	原因 平成9年10月31日譲渡

		第24268号	根抵当権者 徳島市西船場町二丁目24番地1 株式会社阿波銀行 (取扱店 高松支店)
付記3号	1番根抵当権変更	平成14年9月3日 第14796号	原因 平成14年9月2日変更 極度額 金1億1,200万円
付記4号	1番登記は合併後の土地に関する	余白	平成20年3月25日付記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年8月25日
2	抵当権設定	平成7年11月9日 第23027号	原因 平成7年11月9日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金4,500万円 利息 年3・125% 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 綾歌郡国分寺町柏原847番地3 天羽 登起子 抵当権者 徳島市富田浜一丁目16番地 株式会社徳島銀行 (取扱店 高松支店) 共同担保 目録(の)第7223号
3	2番抵当権抹消	平成16年6月3日 第9443号	原因 平成16年6月3日放棄
4	1番根抵当権抹消	平成27年3月31日 第10159号	原因 平成27年3月31日解除
5	抵当権設定	平成27年3月31日 第10161号	原因 平成27年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1億円 利息 年4・500% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チャンウェイハン 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(の)第7650号
6	抵当権設定	平成27年3月31日 第10162号	原因 平成27年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,000万円 利息 年4・500% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市西区土佐堀一丁目2番24-1 702号 チャンウェイハン 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(の)第7651号
7	6番抵当権抹消	令和6年10月7日 第29284号	原因 令和6年10月7日解除

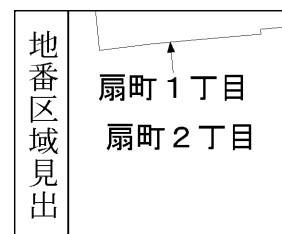
- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

イ 203-62
ロ 203-63

(座標値種別：測量成果) +49312.497



+49249.997 (座標値種別：測量成果)



請求部	所在	高松市扇町二丁目				地番	203番8			
出力縮尺	1/250	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	法務局作成地図
作成年月日	平成20年2月29日			備付年月日(原図)	平成20年3月31日			補記事項		

令和 7 年度 固定資産証明書 公課証明

令和 7 年 1 月 1 日現在

住所（所在地）	東京都中央区日本橋人形町1丁目12番11-1401号
氏名（名称）	CHANG WEI HAN

物件区分	物件の所在地	地目又は構造／屋根階層／建築年用途 家屋番号	地積又は床面積（㎡）	価 格 課 税 標 準 額	税 相 当 額	備 考
土地	扇町2丁目 203-8	宅地 住宅用地	462.25	¥18,583,374 ¥3,097,229	個別算定 ¥43,361	
家屋	扇町2丁目 203-8 *	鉄筋コン造 陸屋根 地上3階 昭和49年築 専用住宅 203-8	139.82	¥5,529,616 ¥5,529,616	個別算定 ¥77,414	
家屋	扇町2丁目 203-11 *	鉄筋コン造 陸屋根 地上4階 平成5年築 共同住宅 203-11	461.22	¥23,741,278 ¥23,741,278	個別算定 ¥332,377	
	以下余白					

1枚のうち1枚目

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 7 年 9 月 1 1 日

高松市長

大西 秀人



※この証明書は黒色の電子公印を使用しています。